

入院のご案内

医療法人 博愛会 哲翁病院

病院理念

「博愛の精神をもって医療に携わり、地域住民の健康な生活の維持向上につくします」

基本方針

- ・患者さんの権利と主体性を尊重した医療を実践します。
- ・地域医療体制の中核病院として、他の医療機関と連携し、患者さんにとって最良の医療を支えます。
- ・新しい医学、医療の知識と情報を取り入れ、常に研鑽努力します。
- ・病院と職員はお互いの信頼のうえに立ち、働きがいのある職場づくりに努めます。

患者の権利

- ・良質の医療を受ける権利
- ・医療を受ける施設選択の自由
- ・診断・治療について知り、自己決定する権利
- ・個人の尊厳が守られる権利
- ・個人の情報が守られる権利

患者の義務

- ・自身の健康に関する情報を医療従事者に正確に伝え、医療に参加し、協力する義務
- ・社会的ルールや病院の規則を守り、迷惑行為をしない義務

目 次

1	入院の手続き	P 1
2	入院に必要なもの	P 1
3	持参薬等について	P 1
4	寝具類	P 1
5	個室のご利用	P 2
6	お食事	P 2
7	付添い	P 2
8	面会時間	P 2
9	入院中の過ごし方	P 2
10	入院中のお願い	P 3
11	セカンドオピニオンについて	P 3
12	地域医療連携室のご案内	P 3
13	入院費のお支払い	P 3
14	診断書の申込について	P 3
15	未収金防止について	P 4
16	他の医療機関への受診制限について	P 4
17	地域包括ケア病棟・療養病棟について	P 4
18	限度額適用・標準負担額認定証について	P 4
19	貴重品・現金・お見舞金の取り扱い	P 4
20	私物管理について	P 5
21	自費徴収価格	P 5
22	その他	P 5
23	個人情報保護に関するお知らせ	P 5
24	診療記録の開示について	P 7
25	緊急やむを得ない身体拘束について	P 7
26	院内配置図	P 8

1 入院の手続き

- (1) 入院される日は、ご案内した時間に受付までお越しください。
入院手続きは、つぎのものがが必要です。
 - ① 診察券（当院を受診された方がお持ちです）
 - ② 健康保険証・後期高齢者被保険者証・公費負担受給者証・介護保険被保険者証
 - ③ 転院の方は退院証明書・退院後3ヵ月以内の方は退院証明書
 - ④ 印鑑（認め）
- (2) 入院手続き：平日9時～17時 水曜・土曜9時～12時 （緊急時対応あり）
- (3) 駐車場は外来患者さん用です。入院患者さんの駐車はお控えください。必要な場合は、許可書が必要となります。（必ず、職員へお伝えください）

2 入院に必要なもの

※ 自分の物には必ず名前をご記入ください。（油性マジック使用）

- (1) 洗面道具一式（洗面器・歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・くし・シャンプー・ボディソープ）
- (2) 寝巻き4, 5枚（前開き）・下着4, 5枚（前開き）
更衣を自力でできない方は、ワンサイズ大きいものをご用意ください。
病衣の貸出を行っております。ご希望の方はお申し出ください。
- (3) タオル5枚・バスタオル5枚
- (4) ティッシュ・ウエットティッシュ・湯のみ（割れにくいもの）・ストロー・スリッパ（滑りにくいもの）・リハビリをされる場合には、滑りにくい靴のご用意をお願いいたします。
- (5) 義歯の方は、外したときの容器
- (6) 男性の方は、電気カミソリ
- (7) その他、必要に応じて入院後にお知らせいたします。

3 持参薬等について

- (1) お手持ちのお薬情報がわかるもの（お薬手帳）をご持参ください。
- (2) 現在、服用されているお薬は、全てお持ちくださいますようお願いいたします。
入院中は、主治医の処方したお薬を内服していただきます。原則として、保険診療上の制約により、当院入院中に、他の医療機関での診察や投薬を受けることができませんのでご注意ください。
（ご家族の方が、他の医療機関に患者さんのお薬をもらいに行かれる場合も同様です）

4 寝具類

- (1) 寝具類は、病院で準備いたします。私物の持ち込みはできません。
（料金は入院基本料に含まれます）
- (2) 常に清潔を保つため、定期的な交換を行っています。

5 個室のご利用

(1) 利用申し込み書にご記入の上、病棟スタッフにご提出ください。

個室A 日額 3,300円(税込) 室内設備：テレビ、電話、テーブル、椅子、床頭台、
トイレ、洗面所、エアコン、ロッカー

個室B 日額 2,200円(税込) 室内設備：テレビ、テーブル、椅子、床頭台、洗面台、
エアコン、ロッカー

6 お食事

【朝食】 午前8：00 【昼食】 正午 【夕食】 午後6：00

- (1) 患者さんのお食事は、医師の指示により、病状に適した食事を管理栄養士の管理のもと、適時・適温で提供いたしております。
- (2) 外出・外泊を希望される場合は、早目に看護師へお申し出ください。
- (3) 食中毒の原因にもなりますので、飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

7 付添い

- (1) 入院中の看護は、看護スタッフがいたしますので付き添いは必要ありません。
ただし、病状等に応じてご家族が付添いを希望され、医師が必要と認めた場合のみ、家族の付き添いができます。(付添い許可願いの提出が必要です。)

8 面会時間

- (1) 平日：午後2時～午後8時30分 日・祭日：午前11時～午後8時30分
- (2) 患者さんの治療と安静に、ご協力をお願いいたします。
- (3) 乳幼児同伴の面会は、短時間をお願いいたします。
- (4) 原則、上記のとおりですが、感染症等により面会時間に変更になる場合がございますので、必ず病院へお問い合わせください。

9 入院中の過ごし方

- (1) 治療・看護・入院生活に関してご不明な点やお困りの点は、主治医や看護師にご相談ください。
- (2) 外出・外泊には主治医の許可が必要です。(許可願いにご記入をお願いします)
また、入院中の外泊については、制限がありますので看護師にご相談ください。
- (3) 入院中の荷物は、最小限をお願いいたします。
- (4) 消灯は午後10時です。以降のやむをえない点灯は、他の患者さんの迷惑にならないよう
お願いいたします。
- (5) 電話の取次ぎは、緊急時のみといたします。

10 入院中のお願い

- (1) 健康増進法第25条により敷地内禁煙となっておりますので、館内及び駐車場等での喫煙はご遠慮ください。なお、電子タバコ（ニコチン含有）や、電子タバコの類似品（ニコチン以外の成分）の使用については、敷地内禁煙の対象となりますのでご遠慮ください。
- (2) 院内での暴言・身体的暴力・セクシャルハラスメント・痴漢行為を行った場合は、退院となることもあります。
- (3) 飲酒・かけごと・各種勧誘・物の販売・斡旋・諸活動はご遠慮ください。
- (4) 病室でのラジオ等の使用については、他の患者さんのご迷惑になりますので、あらかじめイヤホンを使用してお聞きください。（地域包括ケア病棟のみ対象となります）
- (5) 喫煙関連製品、刃物や工具、火気類などの危険物、アルコール類などの持ち込み及び所持はできません。
（例：たばこ、ライター、電気製品、ハサミ、ナイフ、アルコール類、食品）
※ 食品については許可があれば可能

11 セカンドオピニオンについて

- (1) セカンドオピニオンとは、診断や治療に対して、最良の医療を選択するために主治医以外の他院の専門医から、参考となる第2（セカンド）の意見（オピニオン）を受けることです。ご希望される場合は、医師・看護師、または1階の相談室にご相談ください。ただし、健康保険の適応ができない場合もあります。

12 地域医療連携室のご案内

- (1) 地域医療連携室は、他の医療機関や福祉・介護事業所等との調整役となり、治療を円滑に行えるように情報交換を行ったり、患者さんやご家族からの医療・福祉等の相談にも対応いたします。
- (2) 入退院調整部門が設置され、患者さんの退院及び転院の調整や在宅復帰に向けて、患者さん・ご家族、院内外の多職種と連携して支援を行っています。

13 入院費のお支払い

- (1) 入院料金は、月末に計算し、翌月12日以降に1階受付で請求書を準備しておりますのでお支払をお願いいたします。
- (2) 退院時には、退院当日に請求いたします。（前日に請求金額をご連絡いたします）
- (3) 請求額に不明な点がございましたら、入院担当医事職員にお尋ねください。

14 診断書の申込について

- (1) 診断書の受付は、1階受付・病棟にて行っております。
- (2) 作成には1週間ほどかかります。

15 未収金防止について

- (1) 退院の際、入院費の支払いにご協力をお願いいたします。
- (2) やむを得ずお支払いが難しい事情がございましたら、病棟医事職員へお申し出ください。
- (3) 退院当日、直前に行われた治療内容につきましては、請求日に間に合わない場合があります。退院後に料金を追加請求させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

16 他の医療機関への受診制限について

- (1) 入院中は、当院で全ての医療を受けることになっています。
健康保険証を使って他の医療機関を受診することは基本的にはできません。
- (2) 特別な理由で他院（眼科・皮膚科等）受診や、他院でのお薬の処方が必要な場合は、必ず事前に主治医または看護師にご相談ください。

17 地域包括ケア病棟・療養病棟について

- (1) 当院では、3階病棟を「地域包括ケア病棟（在宅復帰を支援する病棟）」と、2階病棟を「医療療養病棟」として運用しております。
- (2) 「地域包括ケア病棟」は、急性期の治療が終了し、病状が安定したが、まだ治療継続が必要な方や、在宅から入院した患者さんを在宅復帰に向けて支援する病棟です。
- (3) 「医療療養病棟」は、長期に医療ケアを行いながら在宅復帰を支援する病棟です。
- (4) 主治医の判断により、「地域包括ケア病棟」から2階病棟「医療療養病棟」へ転棟していただく場合があります。
- (5) 「入院診療計画書」に基づいて、主治医・看護師・リハビリスタッフ・退院支援担当者等、多くのスタッフが協力し、安心して退院していただけるように努めます。

18 限度額適用・標準負担額認定証について

- (1) 「限度額適用・標準負担額認定証」を、1階受付または各病棟医事職員に提示していただきますと、収入に応じて医療費の窓口負担に上限額が設定されており、1ヵ月分の窓口負担額が予想でき、支払への不安を軽減できます。
認定証をお持ちでない患者さんには、通常の負担額を請求いたします。
- (2) 詳しくは、病棟医事担当よりご説明させていただきます。

19 貴重品・現金・お見舞金の取り扱い

- (1) 貴重品や多額の現金は、お持ち込みされないようお願いいたします。万一盗難、紛失の場合は、責任を負いかねます。
- (2) 患者さんへのお見舞金は、スタッフではお預かりいたしません。
- (3) 貴重品、お見舞金などは、自己管理をお願いいたします。

20 私物管理について

義歯・眼鏡・補聴器などは、入院中も患者さんおよびご家族の方が自己責任のもと、管理をお願いします。万一紛失された場合、当院では責任を負いかねます。

義歯・眼鏡・補聴器などは、検査・手術などに伴って着脱する事があり、外した後の保管方法が重要となりますので、入院時にそれぞれの保管ケースを必ずご持参ください。

21 自費徴収価格

当院では、以下についてその使用量及び使用回数に応じて、実費負担をお願いいたしております。

1 紙オムツ	60円～220円／1枚
2 ティッシュ	100円／1箱
3 おしりふき	420円／1袋
4 イヤホン	150円／1本
5 病衣	60円／1日
6 その他	

※ 中止されたいときは、いつでもお申し出ください。

22 その他

- (1) 当院では、職員に対する金品によるお心づかいは一切お断りしております。
- (2) 入院時に、個室などご希望のお部屋がある場合は、お申し出ください。(申し込み書の記載あり) なお、満室の場合はその他のお部屋へ入室していただくことをご了承ください。但し、個室使用が病状による場合と、当院の都合による場合は、個室料金の徴収はいたしません。
- (3) 当院では、訪問診療・訪問看護も行っております。ご希望の方は、スタッフにご相談ください。
- (4) 主治医と面談希望のご家族は、できるだけ事前にお申し出ください。病状等患者さんに関するお電話での問い合わせは、個人情報を守るうえでお答えできません。
- (5) 洗面台の水道水は、厨房及び湯沸し室、管理室の一部を除いて井戸水を使用しております。衛生管理上、消毒・定期的なチェック及び水質検査や水槽の清掃を実施しておりますが、飲用に関しましては、職員が配るお湯、または湯沸し室の水道水(市水)をご利用くださいますようお願いいたします。
- (6) テレビカードの購入機を、3階東側廊下に設置しております。(1枚 1,000円) 残金の払い戻し機も、同じ場所に設置しております。
- (7) 各病棟には患者さんが共有で使用できる冷蔵庫を設置しております。ご使用の際には備え付けのマジックで、氏名のご記入をお願いいたします。そして、冷蔵庫に保存されている食べ物や飲み物について、一切責任は負いかねますので予めご了承ください。また、食べ残しや飲み残しの食品の保存については、衛生管理上お控えください。

23 個人情報保護に関するお知らせ

個人情報保護に関する当院の基本方針

当院では、患者さんの「個人情報保護方針」を定め、個人情報の保護を確実に履行するように努めています。

患者さんを間違っただけの処置、或いは薬を渡すなどの危険を避ける為に、原則として患者さんをフルネームでお呼びしています。又、入院中は病室入口にネームプレートを表示します。お名前の呼び出し、及びネームプレートの表示に支障がある場合は事前にお申し出ください。

なお、患者さんの個人情報については下記の目的で利用します。

1. 院内での利用

- ①患者さんに提供する医療サービス
- ②医療保険事務
- ③患者さんに係わる管理運営業務のうち
 - ・入退院時の病棟管理
 - ・会計・経理
 - ・医療安全に関する報告
 - ・当該患者さんへの医療サービスの向上
- ④その他
 - ・院内医療実習への協力
 - ・医療の質の向上を目的とした院内症例研究

2. 院外への情報提供としての利用

- ①患者さんに提供する医療サービスのうち
 - ・他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
 - ・他の医療機関からの照会への回答
 - ・患者さんの診療のため、外部の医師等への意見・助言を求める場合
 - ・検体検査等の業務委託
 - ・ご家族等への病状説明
- ②医療保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプト提出
 - ・審査支払い機関または保険者からの照会の回答
- ③企業等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、企業等への診断結果の通知
- ④医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届け出等

3. その他の利用

- ①医療機関等の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・外部監査機関への情報提供
- ②病院外での学術的利用
 - ・個人の識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合（学会発表、論文発表等）

付 記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を個人情報相談窓口までお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱いたします。
3. なお後日、上記同意事項に関して疑問が生じた場合にはお申し出ください。
4. 当院の個人情報保護方針に関してのご質問や、患者さんの患者情報お問合せは、個人情報相談窓口でお受けいたします。

平成30年11月1日

医療法人博愛会 哲翁病院

24 診療記録の開示について

当院では、診療情報の開示を行っています。開示に当たっては、患者さんの大切な個人情報扱うという観点から、いくつかの条件を定めております。

以下の点につきましては、ご理解をいただきますようお願いいたします。

●診療情報を開示できる方

- (1) 患者さん本人
- (2) 患者さんの法的代理人
- (3) 患者さんの同意を得た親族
- (4) 患者さん本人が成人で判断能力が不十分である場合は、現在、患者さんの世話をされている親族またはこれに準ずる者
- (5) 患者さん本人が死亡し、本人の意思表示が確認できないときの遺族

●診療情報開示対象者（申請者）のご確認

申請時に患者さん本人であることを証明できるもの（保険証または運転免許証など）を提示していただきます。患者さん以外の方が申請される場合には、患者さんの委任状に加え、申請者との関係を証明できるもの（保険証または戸籍謄本など）を提示していただきます。

●提供できる諸記録

- (1) 診療記録（診療明細書<カルテ>、看護記録、検査記録など）
- (2) 画像記録（エックス線写真、CT写真、MRIなど）

●提供できない場合

- (1) 第三者の権利利益を損なう恐れがある場合
- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の同意を得られない場合
- (3) その他、開示が適切でない認められる相当な理由がある場合

●診療情報開示に関するお問合せ

哲翁病院 医事課 TEL 0957-86-3226（代表）

25 緊急やむを得ない身体拘束について

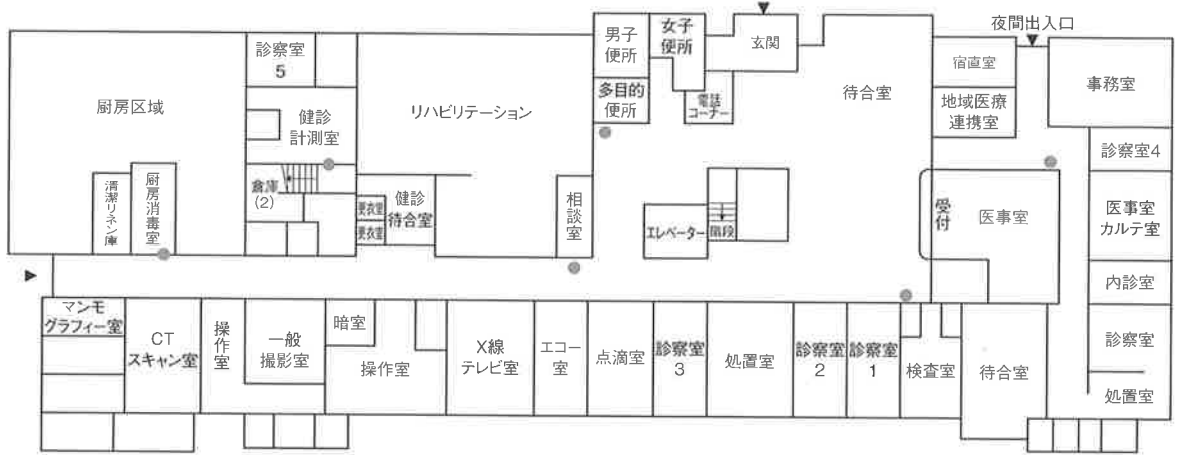
1 身体拘束の定義

身体拘束とは、道具または薬剤を用いて、一時的に当該患者の身体を拘束したり、運動することを抑制する等、患者さんの行動を制限すること。

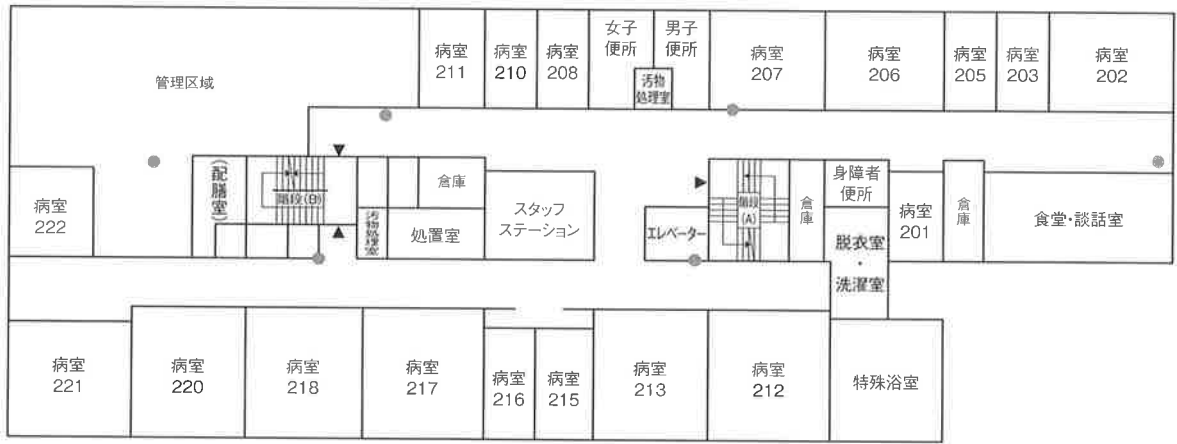
- 2 緊急やむを得ない事態（転倒・ベッドからの転落・点滴やチューブ類の自己抜針等）がある場合に、説明をして同意されたうえで行います。ただし、緊急時は事後承諾となる場合がありますのでご了承ください。

26 院内配置図

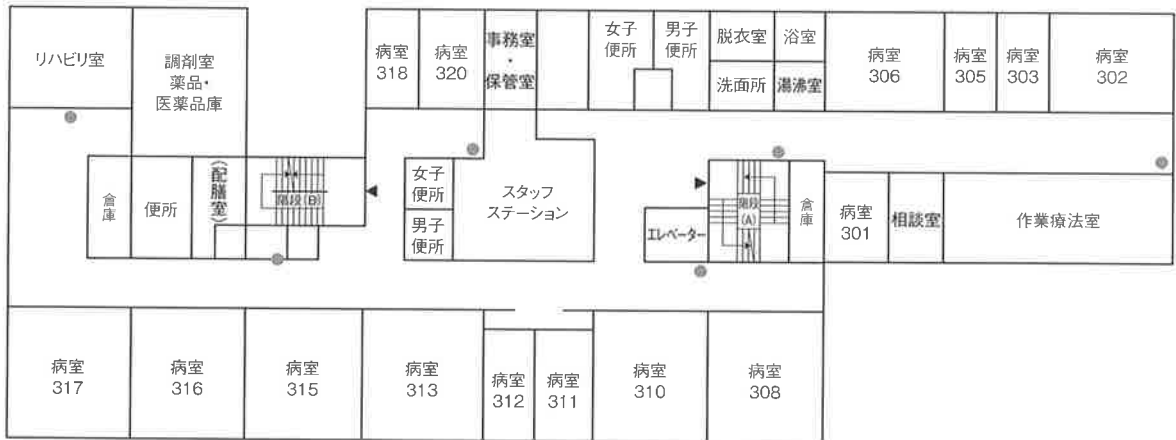
1階



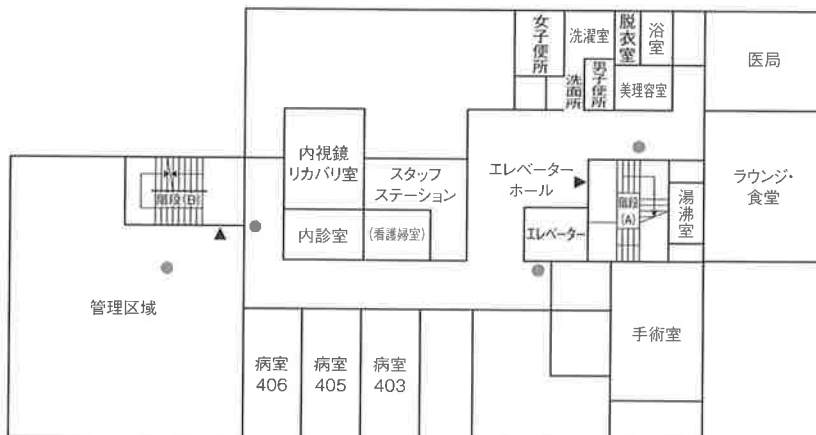
2階



3階



4階



- 消火器
- ▲ 非常口